

## 「剽窃」とは

一般財団法人日本消化器病学会  
機関誌編集委員会  
担当理事 穂苺 量太  
日本消化器病学会雑誌  
委員長 藤城 光弘

剽窃とは、「他人の詩歌・文章などの文句または説をぬすみ取って、自分のものとして発表すること」である、などと一般的には説明されています（新村出編、「広辞苑」第7版、岩波書店、2018年、2497頁）。

科学論文においては、

- 引用方法が不適切である
  - 引用・参照しているのに出典元の記載がない又は不適切である
- ようなケースが剽窃に該当します。

剽窃は、意図的ではなく軽率なミスであったとしても、研究者倫理に反することであり、データの捏造や改ざんなどと並ぶ重大な不正行為です。本学会の機関誌編集委員会では、剽窃チェックシステム iThenticate を導入し、投稿論文に剽窃が疑われる場合は事前に著者に修正を依頼するなどの対応を行っておりますが、このチェックシステムがうまく機能しない場合もあり得ます。

不用意な剽窃を避けるためにも、論文をご投稿いただくにあたっては、引用や出典表記がルールに則っているかを必ずご確認ください。その際、ルールを形式的に満たせば足りると安易に考えず、

例えば、

- 正式名称を略語に置き換えただけなど、実質的に丸写しになっていないか
  - 元の文章の内容・趣旨を損うような要約になっていないか
  - 他人の文章と自分の文章が明確に区別できないような記載になっていないか
- など、引用の趣旨・目的に照らして適切と言えるか、実質的な観点からもご検証いただきますようお願いいたします。

なお、引用・参照と出典元の明記は、剽窃とならないためという消極的な意義だけでなく、自らの論文の基礎となる事実や主張等を裏付けるためという積極的な意義で行うものでもあります。論文内容の信頼性を判断する観点からも、引用・出典の適切な記載が求められています。

日々、科学と真剣に向き合っておられる会員の皆様には、今一度、科学論文に求められるモラルを御確認のうえ、本学会機関誌を通じて研究成果を広く発信していただきますようお願い申し上げます。